

令和3年度 第13回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和4年2月24日(木) 午後2時00分から

開催場所 Zoom 及び東北遊商事務局会議室

第1号議案 2月2日開催「全商協」第8回機械流通委員会結果に関する件

1 中古遊技機流通健全化に関する全商協規約の改定について

柳副委員長より下記のとおり報告がなされた。

全商協佐々木機械流通委員長より、1月27日に警察庁と会長並びに副会長参加の打ち合わせがあり、全商協規約の改定案に対する指摘事項についての報告があった。

また、前回の委員会で技能研修に関する実施要領について、詳細な内容まで規定するのはどうかという意見があったため、作成を中断していると報告したが、警察庁との打ち合わせの結果、技能研修に関する実施要領が必要であることが確認できたことにより、新たに実施要領を作成したと発言があった。

上記の報告の後、全商協規約について委員会における修正箇所等が下記のとおり説明された。

【修正箇所】

- ① 第2条第2項、第3条第3項、第5条(3)、第7条第1項(2)・(4)・(5)、第13条第5項、第14条第1項は各地区遊商からの提案どおり修正する。
- ② 第12条第4項、第5項の点検保障情報の管理に関する条文を削除し、第12条(認証紙の管理)、第13条(点検保障情報の管理)に分割する。
「参考・(点検保障情報の管理)」
第13条 全商協は、中古遊技機流通事業従事者が保証書を作成するにあたり、地区遊商より貸与された機器を用いて、遊技機に貼付されている製造番号等を読み取り、全商協が管理するサーバーに送信させなければならない。
2 地区遊商は、中古遊技機流通事業従事者が作成した保証書と送信された情報に相違ないことを確認する。
3 全商協は、送信された情報を一括管理・保管しなければならない。
- ③ 第13条第5項で、地区遊商は「点検内容が適正であることを確認し」とあるが、「点検内容」が適正であるかは地区遊商で判断できないので削除する。

【現状維持】

- ① 第5条(3)・(4)の「登録申請者」という言葉だと事務員を含むため、区別するために「登録者本人」のままとする。
- ② 第9条第1項の「中古遊技機の点検及び取扱い」は遊技機取扱主任者規程第11条と重複するので削除した方が良いのではないかという提案は、取扱主任者として重要な業務のため、削除せず残す。

以上の件について、今回の委員会で挙げた内容で修正を行い、全商協執行部、機械流通委員会委員に確認の上、警察庁に改定案を送付することが確認された。

また、高橋理事長に提出する規約を全単組へ送るよう全商協へ連絡を入れていただく。

2 中古遊技機流通事業従事者技能研修に関する実施要領について

技能研修に関する実施要領について、各地区遊商の意見をまとめた一覧資料を基に確認された。

【修正箇所】

- ① 第1条、第2条、第3条、第6条、タイトルは各地区遊商からの提案どおり修正する。また、「中古機」ではなく「中古遊技機」に表現の統一を行う。
- ② 第1条に、「第3条に定める中古遊技機流通事業従事者の点検確認業務」とあるが、全商協規約第9条が正しいので修正する。
- ③ 第2条に、「所属する組合員より新規に登録申請された」とあるが、第3条に合わせて「登録された」に修正する。

【現状維持】

第2条の「中古遊技機流通事業従事者」という言葉だと既に登録された組合員を指すため、「組合員」のままとする。

【質問事項に対する回答】

第5条について、日工組・推進機構には協力の承諾は得ている。また「等から」という箇所は、全商協から委嘱する研修センターを想定している。

日工組・推進機構等からの講師は、全商協が招聘することであって、各地区遊商で招聘することも、各地区遊商が赴くこともない。試験内容は前もって決めることは適切でなく、都度検討することが適切である。第6条、第7条に具体的な試験科目が無いのもそのためである。

以上の件について、今回の委員会で挙げた内容で修正を行い、全商協執行部、機械流通委員会委員に確認の上、警察庁に実施要領案を送付することが確認された。

また、次の質疑があった。

(坂本委員) 中部遊商では、来季の講習会に向けて、今月から準備を進めていかないと間に合わないが、研修センターからの講習を待たずに、まずは地区遊商で作業を進めても問題がないか。

(佐々木委員長) 全商協規約及び実技研修に関する実施要領は、全商協総会で決議するために多少時間がかかってしまう。そのため、中部遊商で先に進めてもらって構わないが、今後、研修センターを利用する方向性で決定しているので、その点をご承知おき願いたい。

3 その他

(1) 量定基準の見直しについて

佐々木委員長より、前回の委員会でも報告したが、同一代表者、別法人での違反に関し、回胴遊商は、代表者だけでなく「登記されている代表者又は役員」を処罰の対象にするというところで回答している。今後、機械流通委員会運営部で具体的な条文を検討し、機械流通委

員会に提案したいと発言があった。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する点検確認業務について

佐々木委員長より、取扱主任者が新型コロナウイルスの感染者若しくは濃厚接触者となってしまうため、点検確認に行けなくなった際の統一的な運用は執行部で検討中である。現段階での運用としては、ホールから所轄警察署にどうすれば良いか判断を仰いでいただきたい。東遊商では、ホールから所轄署に確認したところ、後日、改めて点検に行くようにと指示があったと報告があった。

(3) 優良ホールの取扱管理者講習会について

坂本委員より、1月21日に中部遊商と回胴遊商の中部支部と合同で、優良ホールの取扱管理者の講習会を開催した。事前点検・納品点検について十分講習し、量定基準のペナルティーを強調して説明した。また、QRコード読み取り機器の貸与を行わないことを説明したが、ホールは機器を貸与されるものだと誤解していた。実際に保証書作成業務を行うかは、まだ回答が来ていないと報告があった。

また、佐々木委員長より、東遊商でも2月17日に講習会を開催予定なので、後日報告させていただく。

本件に関して、次回の全商協機械流通委員会時に提案として、全国統一のマニュアルが必要なのではないかと提案をすることを確認された。

(4) 新旧遊技機設置比率明細書の運用について

佐々木委員長より、1月28日に地区遊商にも文書で案内済みだが、2月1日以降、設置している遊技機がすべて新規機となったホールについては、中古移動の依頼を行う際に「新旧遊技機設置比率明細書（副）」の写しを遊技機取扱販社に渡す運用は終了となった。なお、旧規則機が残っているホールは引き続き明細書を提出する必要があると報告があった。

第2号議案 旧規則機の撤去に関する実態調査に関する件

全商協より、ホール4団体(全日遊連、日遊協、MIRAI、余暇進)が全機連(日工組、日電協、全商協、回胴遊商)に対し、旧規則機の撤去に関する実態調査の実施についての協力要請があり、これに伴い、全商協傘下の地区遊商と回胴遊商に加盟している組合員販社の皆様に営業先・お取引先であるホール業者様に回答を集めていただき、両団体を取りまとめて関係各所へ報告するにあたり実態調査の依頼があり、2月8日に中古取扱販社へ対して要請通知を発出した。

当初、2月16日までの回答期限であったが、正確な集計・集約作業に時間を要していることから2月24日までに延長された。

(委員会後であるが)3月4日14時現在における東北地区の提出状況は次のとおりである。

《旧規則機の撤去に関する実態調査 回答集計表》（3月4日14時時点）

県名	旧規則機設置数		廃棄台保管数	
	ぱちんこ	パチスロ	ぱちんこ	パチスロ
青森県	92	176	4,981	3,106
秋田県	90	48	2,254	1,514
岩手県	63	322	3,943	3,944
宮城県	73	458	6,503	3,984
山形県	115	189	2,247	1,452
福島県	41	170	6,317	3,739
合計	474	1,363	26,245	17,739

※ 実態調査について、お忙しい中ご協力いただき誠にありがとうございました。

第3号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 2月度へ2社より各1名の希望があり、2月16日(水)に「桜井委員・柏木委員」講師の基執り行い合格とされた。
- 3月度講習会へ、1社より1名の希望があり、3月15日に講師「山内委員」を迎え執り行う。
- 今後のローテーションは、更新時講習を見据え受講希望者1名に対して講師1名で執り行う。

■令和3年度

No.	開催日	開催場所	講師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月17日	東北遊商会議室	最上	1	1	1	-
2	5月18日	東北遊商会議室	大久保	2	2	2	-
3	7月13日	東北遊商会議室	柳(副)・桜井	1	1	1	-
4	8月18日	東北遊商会議室	委員長・最上・柳(ニズ)	1	1	1	
5	2月16日	東北遊商会議室	桜井・山内・柏木	2	2	2	
6	3月15日	東北遊商会議室	山内	1	1		
					8		

第4号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

- 設置外の「中古」遊技機への部品発注
 - 1月度は「4件・4台」。
 - 2月度は、2月22日現在「7件・7台」である。
 - 全国の状況は、下表のとおり。

■2021年度 設置外の【中古】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数																
北海道	9	9	8	10	13	13	14	15	7	7	12	13	14	15	26	26	11	12	15	18							129	138
東北	7	7	4	4	9	10	2	2	9	9	11	13	11	11	17	20	14	20	4	4							88	100
東日本	18	18	25	35	43	45	30	39	47	57	52	67	56	59	23	24	31	33	41	43							366	420
中部	18	35	17	19	18	24	10	10	20	48	27	104	25	33	25	31	24	40	13	23							197	367
関西	73	74	77	90	60	64	106	182	153	220	93	103	101	117	114	135	130	149	103	131							1010	1265
中国	4	20	3	3	1	1	1	1	0	0	2	2	6	10	3	9	11	16	2	2							33	64
四国	1	1	1	1	1	1	7	8	3	3	2	2	6	7	3	3	1	1	1	1							26	28
九州	23	71	7	8	18	20	10	11	8	22	7	12	15	44	6	6	11	12	2	2							107	208
小計	153	235	142	170	163	178	180	268	247	366	206	316	234	296	217	254	233	283	181	224	0	0	0	0			1956	2590

2 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- ① 1月度は「0件」。
- ② 2月度は、2月22日現在「0件」である。
- ③ 全国の状況は、下表のとおり。

●2021年度 設置外の【認定】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2020/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2021)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数										
北海道	3	3	0	0	1	1	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							11	11
東北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0							1	1
東日本	0	0	0	0	14	14	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2						19	19
中部	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							3	3
関西	8	8	0	0	43	43	2	2	8	8	1	1	0	0	6	6	0	0	11	11							79	79
中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0
四国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							1	1
九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0
小計	13	13	0	0	59	59	10	10	10	10	2	2	0	0	6	6	1	1	13	13	0	0	0	0			114	114

以上